

まえがき

本田慎一郎

本書は、リハビリテーションの現場で起こっている様々なことを可能な限り言葉であらわし、その意味をどこまでも探ろうとした対話をテーマにした臨床の本です。

リハビリテーションに関わる「私」や「あなた」にとって、患者(利用者)さんと対話することは大事。自明のことですね。でも自明だからといって、うまくいくとは限りません。

そもそも言葉で対話できない場合はどうしたらいいのか。相手の心のあり様を言葉以外で知るにはどうしたらいいのか。悩みます。勿論、言葉以外の眼差し、表情、振る舞い、声を意味のあるものとして捉え対話を試みます。でもその行為は本当によかったのかと自問自答します。

言葉と言葉で対話できたとしても、悩みます。言葉として語られた内容(世界)について「はいそうですか」と容易に理解できないことがたくさんあるからです。その場合、何度もやり取りを重ねて、その都度、意味の捉えなおしをしていきます。それでもわからないことがあります。さらには治療的な意味のある「言葉」って何って考えた瞬間、言葉がでなくなることもあります。これもまた悩みます。そこで、また自問自答を繰り返します。このように臨床における対話は、むしろ、うまくいかないことのほうが多いかもしれません。

そこで本書は対話をテーマにした臨床の具体例として重度な発達障害を抱えたお子さんと高次脳機能障害を呈した片麻痺の方の対話のありのままを表現してみました。そして私と同様に「対話」の重要性を理解している詩人の方と共に作り上げました。

対話は簡単ではないという意味の、もがきと苦しみの格闘の姿は、随所に見て取れます。そして、その格闘の先に、明るい未来に想いを馳せる姿も。本書には、対話することが楽しみになる、そんな期待も込められています。

またリハビリテーションの臨床において、患者(利用者)さんと対峙した中で

起こった出来事は、今の時代、電子カルテの導入などで定型化された項目に沿って、かつ限られた枠内に書く（タイプする）ということも少なくないと思います。ということは臨床的には非常に重要だと感じたり、閃いたりした事柄はたくさんあるのに、そこには記載できない（書き留められない）ことのほうがむしろ多かったりする。だからこそ、決められた項目内でのみの記載（書き込み）や従来の決められた視点と基準に入りきらない臨床での出来事というのは、いったいどういうことなのかを形にするというのが本書の試みでもあります。つまり、リハカルテの所定項目の限られた枠ではなく、欄外に書き込むしかないが、実はとっても臨床上大事なこと。その場所は「余白」であり、本書のタイトルの1つの意味をなしています。

大事だという思いは「余白」にでも書き記しておかないと、次第に存在そのものがなかったことになりかねません。だから「余白」は、あっても、なくてもいいという類のものではない。むしろ特記事項としての意味ある言葉を自由に記することのできる空間として捉えてみてほしい。

そうしながら、本書を読み進めて欲しい。

そうすると、「あなた」という臨床ノートにも「余白」があり、書き留めたいイメージが湧いてくるはずです。そうなれば後は、自分の心に、声に従っていけば「言葉」となり、もっと臨床が、対話が好きになるはずです。

第1部

重度発達障害の臨床へ

注記：文中の表現方法について

本書では臨床における思考の循環を、自分のなかに「問い」をもつことから始めることのできる「自問自答」の繰り返しであるととらえています。自分のなかに「問い」という出発点がなければ、その答えを探すこともできません。何かを見つけるためには、まずそれにふさわしい問いかけ方を探さなければなりません。そしてその答えの良し悪しは、おそらく最初の問いの良し悪しに強く関わるのでしょう。ですからいつも自分の問い方が良いのか悪いのかを疑う必要もあるでしょう。

臨床は常にこうした気力が必要な自問自答の繰り返しであるというのが本書の立場です。文中に出てくる「シン」は、著者（本田）が自分自身への問いかけ（自問）を表現するために使っている符号です。そして文章をゴシック表記している箇所は、その問いかけを契機にして始まり、進んでいく自分の思考（自答）を表現しています。

あとがき

菊谷浩至

わたしは散文詩調と散文調の、調の世界にいる。調は類似であって、ほんものではない。そこから調を外した世界を見たいと願っている。一豚足編の冒頭で、散文詩調と散文調に触れたのは、この基調が影響しています。

と書きながら、世界って、どこにあるん？

昔々「世界」という言葉は使わないようにしようと思ったことがあります。その制約は結構きつかったです。いまは人間がゆるくなったので、ときどき使います。上記でも使いました。でも、使うたびに、ちくりと痛みがあります。なぜなら、世界って、わけがわからないからです。わからないのに記してしまうことへの後ろめたさの痛みです。自分が見えている世界は限られているし、限られているのに、それがほんとうにあるのか、どこまでの領域を指すのか、自分でもわかりません。ましてや、見えていない世界は見えていないのだから、全然わかりません。なのに「世界」と書くと、なんらかの世界があるかのような気になります。

調の世界。曖昧模糊の集塊。

ほんものに属している。あるいは、類似の調に属している。どちらに属しているのかの判断を自分で、あるいは他者がするとして、多様であればあるほど、その判断の基準は不確定になっていく。

わたしは詩も散文も書く。既成ではない詩を、既成ではない散文を、という方向性をもっているのだから、これは詩なのか、散文なのか、とりあえず自分では判断しますが、根拠のない自信を抱えて疾走するしかないというのが本音です。

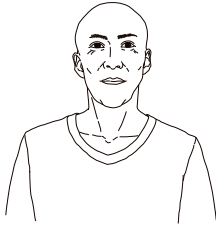
それがほんものなのか、類似なのか、わからないことのほうが多いです。たぶん、自分でもわかる場合、それは既成の域にあるからわかるだけで、目指す方向性からは失速している、きっと。

だから、わからないほうがいい。と思えたり。

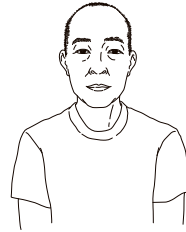
経験のない経験へと突き進むわけですから、大変です。と同時に躍動が漲っています。創作に関しての苦悩は苦悩とは思っていないし、躍動のまにまにあることが自分の生命線で、なくてはならない伸縮自在の限界間際であって、一応、前向きなのですが、経験は個人個人違いますから、たとえば突然、脳の損傷を負った場合、その患者さんにとっては未知で、経験のない経験になる。混乱する。苦悩する。模索する。わからない。脳が傷付いたらどうなるかの予備知識があったとしても、身をもつての経験は初めてで、それを躍動と呼ぶのは苛酷かもしれない。でも、未知のすべてがほんものに属している。知識のような類似とは違う。また、同じような症状の、病名を与えられて括られる類似とも違うはずなのです。個人個人は個人個人であって、括られない。その個人個人の患者さんがどのような状態にあるのか。どのような経験に経験が積み重なった経験に支えられているのか。これらの疑問から派生する対話に対話を積み重ねた対話を終わらせないままに「あとがき」まで来てしまいました。なので、どのように終わるのか、悩みつつ書いているのですが、

患者さんが抱えるほんものと、その周辺にある類似。

と分けて考えていたら、患者さんの内部にも類似が入り込む。あなたの病名は・・・です。と告げられた患者さんは周囲からやって来た病名によって、自分を括ってしまうかもしれない。それによって見えてくることも大いにあるから類似もじゅうぶん役に立つし、役に立っているならそれは類似から「ほんもの」へと飛躍したのです。だとしても、括ることのできない余白にある、未知の「ほんもの」は未知だから自覚も他覚もできない。とすれば、その余白へと切り込んでいくための方法が必要です。



本田慎一郎 (ほんだ しんいちろう)
1971年 北海道生まれ
2000年 日本福祉リハビリテーション学院
卒業 (作業療法士)
水口病院、甲西リハビリテーション病院、摂
南総合病院、ヴォーリス記念病院、守山市民
病院を経て、現在、(有)青い鳥コミュニ
ティーに勤務、訪問介護領域および発達障害
領域のリハビリテーションに従事。



菊谷浩至 (きくたに こうじ)
1961年 大阪府生まれ
1985年 関西学院大学法学部卒業
広告代理店、塾講師、PANKEN(パン軒)代
表を経て、現在、個人投資家、詩人。

臨床ノートの余白に 発達支援と高次脳リハビリテーション

2021年9月10日 初版第1刷発行

定価はカバーに表示

著者 本田慎一郎・菊谷浩至 ©
発行者 中村三夫
印刷 横山印刷株式会社
製本 永瀬製本所
DTP Kyodoisho DTP Station
発行所 株式会社協同医書出版社
〒113-0033 東京都文京区本郷3-21-10
電話03-3818-2361 ファックス03-3818-2368
郵便振替00160-1-148631
<http://www.kyodo-isho.co.jp/> E-mail: kyodo-ed@fd5.so-net.ne.jp
ISBN 978-4-7639-1091-2

JCOPY <(社)出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

本書を無断で複製する行為(コピー、スキャン、デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、企業などにおいて、業務上使用する目的(診療、研究活動を含む)で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。